

## 平成26年度 第4回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

1 開催日時 平成27年1月14日(水) 午前10時から午前12時まで

2 開催場所 春日井市役所 南館4階第3委員会室

3 出席者 委員 会長 木全 和巳(日本福祉大学)  
委員 神田 進(春日井市身体障害者福祉協会)  
田中 ヒサ子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)  
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)  
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)  
荒井 つたえ(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)  
玉井 一男(愛知県心身障害者コロニー)  
中澤 和美(春日井保健所)  
山本 順子(春日井公共職業安定所)  
大西 淳子(春日台特別支援学校)  
田代 波広(サポートセンター坂下)  
鈴木 健一(公募委員)  
石黒 照人(公募委員)

オブザーバー

綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)

事務局 健康福祉部長 宮澤 勝弘  
障がい福祉課長 稲垣 正則  
同課長補佐 中山 一徳  
同課長補佐 渡辺 克匡  
同障がい福祉担当主査 長坂 匡哲  
同認定給付担当主査 小川 洋平  
同主任 川口 良子  
同主事 土屋 岳陽

傍聴者 7名

4 議題

(1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について

(2) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画(案)について

5 配布資料

資料1 第3次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)

資料2 第3次春日井市障がい者総合福祉計画(案)

## 6 議事内容

【事務局】 (あいさつ)

【事務局】 (会議成立要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 おはようございます。今年もよろしくお祈いします。本日で計画が完成しますが、計画というものは作っておしまいでなく、いかに実現していくかが大切ですので、今回が最後だとは考えていません。計画とは、私どもだけでなく、地域自立支援協議会やそこにつながっている事業所の方々、利用されている方々も含めて、一緒に実現していくものだと考えています。幸い、国も1年ごとに見直し、3年ごとに作り直していくという計画です。完全なものを作るのは難しく、とりあえず区切りをつけ見直しながら、より良いものを作っていき、積み上げていくものだと考えています。本日のところでの最良のものでまとめさせていただき、市長に報告させて頂きたいと思ひます。

NHKの番組で、障がい福祉の歴史を70年で振り返るといふものがありました。ポイントは3つあり、1つ目は、戦前はごくつぶしとして、人として扱われていなかったといふこと。2つ目は学校に行けなかった子どもたちがようやく行けるようになったのが1979年からだといふこと。3つ目は働く場所がなかったため、就労場所を作ろうといふ動きがその後始まったといふこと。現在の日本の課題は、権利条約を批准しましたので、当事者の方々が市民として当たり前を過ごすために、障がいのない方との大きな格差を埋めていくこと。30分にまとめられていて、教材に使えると感じました。格差に疑問を感じるといふことを押さえながら、今後この計画を実現していきたいと改めて考えています。

議事録の署名は神田委員にお願いします。

今日は2つ議題があります。1つ目は市民の方から頂いた意見について、このように回答するといふ確認です。2つ目が中心になる議題で、障がい者総合福祉計画の案について、最終的な修正等のご意見を頂き、まとめさせていただきます。それでは議事に入ります。

### <議題1 第3次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について>

【事務局】 (第3次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について、資料1に基づき説明)

【木全会長】 ありがとうございます。ただ今ご説明頂きましたが、ご質問はございますか。市の考え方として、このままホームページに載せてよいかといふ確認をとればよろしいですね。

【中澤委員】 最初の①の考え方ですが、「保健所と連携し地域生活支援拠点の整備を検討します。」とありますが、前回は「尾張北部障害保健福祉圏域内」となっていました。この地域生活支援拠点といふものは春日井市で整備することになったのでしょうか。

【木全会長】 保健所の圏域とのまがりも含めて説明をお願いします。

【事務局】 まず、尾張北部障害保健福祉圏域についてですが、この圏域には春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町が入ります。広範囲にわたります

が、国の指針は圏域ごとに地域生活支援拠点を少なくとも1つ以上は整備しましょうということ。これだけ広域で、多くの人口をカバーする地域生活支援拠点の実際の運用を考えていくと、春日井市は30万都市でもあり面積も広いので、この春日井市において長期入院あるいは施設入所されている方が地域移行される際の要になる機関が必要になるということで、春日井市において整備を進めていきたいと考えています。この地域生活支援拠点というものは24時間の相談体制の確保や緊急時のショートステイの受け入れをします。これは障がい者虐待があつて緊急に受け入れする場合や、介護者が病気になり、障がいのある方が1人で在宅生活が続けられなくなり受け入れる場合などです。障がいのある方は、病気で医療的ケアが必要な場合もかなりあると思いますし、難病患者の方も対象としていますので、保健医療の分野で保健所との連携をする中で、地域生活支援拠点の整備を春日井市として進めたいと考えています。

【中澤委員】 ありがとうございます。

【木全会長】 精神のことが入っているということと、春日井市で地域拠点を進めていくということで、圏域という書き方ではなく、保健所と一緒にということです。

【黒川委員】 パブリックコメントについて、十分検討して頂いていると感じ、感謝しています。5ページ目のその他の項目①地域活動支援センターI型の整備の要望について、あるいは日中活動の場の数の拡大についての要望が出ていますが、本市でもI型の検討ということで進めて頂いており、感謝しています。この回答欄に「地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します」とありますが、昨年、全体的なアンケートを実施した中で、これに限定したサービスの量的、質的な調査を実施しますということは、具体的にどのようにイメージしたらよろしいですか。どこに対してどのようにするのでしょうか。

もう1点は7ページの⑩一般医療の補助で、現在、精神障がい者の一般医療費補助は2分の1で、身体・知的障がい者は全額補助になっているということは、今までのこの委員会でも十分に検討されてきたことだと思います。次の機会に見直しをするというタイミングがありますが、1年目には見直しをかけ、2年目にはアンケート、3年目は内容の立案という形の中で、見直しはいつ、どのような形で行われるとイメージすればよろしいですか。本当にできるのか、背景をご説明いただけると幸いです。

【木全会長】 ただ今の2点についてご回答をお願いします。

【事務局】 1つ目の地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施については、地域活動支援センターI型はこの会議でも黒川委員が中心にご説明をしていただきました。第3回の際に、「地域活動支援センターI型の設置について検討します。」という項目を追加させていただきました。量的、質的な調査については、地域自立支援協議会の日中活動部会で昨年行った調査では、特別支援学校の学生の卒業後の進路先として考えられている日中活動事業所の過不足数などを中心に調べていただきました。この地域活動支援センターについては、例えば精神障がいのある方ですと、退院された方が家以外、就労事業所以外の場所で緩やかな人間関係を形成するために通うというような居場所づくりを中心に、I型の設置について検討を進めていく形になるかと思えます。どれだけの方がそのような居場所を必要としているかというニーズ調査は、今まで十分にはなされていませんでしたので、今後、地域自立支援協議会で手法についても検討を進めていくことになると思います。

2つ目の⑩医療費の助成についてですが、当事者団体の方、特に精神障がいのある方から、他の障がいの方より医療費の負担が大きいことをいろいろな機会に、ご要望やご意見として伺っています。今後、いつどのように見直しを行っていくか、この会議でも何度もご意見を頂いていますが、市としては予算を伴うことですので、総合的に判断させて頂くこととなります。今、いつ、どのようにということを、私から申し上げる段階ではありませんので、ご了解願います。

【木全会長】 よろしいでしょうか。⑩の方は3年待たなければ見直しがないというものでもありません。個別の実態調査等をされながら、判断されるかと思えます。

①については、地域自立支援協議会の中でも不登校や引きこもり、発達障がいのことも含めて必要とされている方と、ニート対策とも重なりながら丁寧に考えていかなければいけません。地域自立支援協議会でもご検討ください。

この件に関しては、他によろしいでしょうか。

## <議題2 第3次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について>

【木全会長】 総合福祉計画（案）について、変更も含めてご説明をお願いします。

【事務局】 （第3次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について、資料2に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。それではご意見を出されている方から優先してお願いします。

【黒川委員】 みなさまのご努力に感謝いたします。改めて最終案を見てみると、「検討します」、「協力します」という表記があります。「実施します」「開催します」という文言は後でチェックして評価し、次へつなげることができるのですが、「検討します」「協力します」というものは59ページの進行管理、PDCAサイクルの中でどのように考え、次につなげていけばよろしいのでしょうか。

【事務局】 PLAN、DO、CHECK、ACTIONということで、PLANは今のこの計画です。DOは実行ですので何かを開催するとか、何かを実行するということですが、その中に「検討します」「協力します」というものも位置づけられます。それを点検して評価していただくということですので、開催したのも評価していただきますし、検討したのも評価して頂くということです。

【黒川委員】 時間軸で考えると、3年間があつという間に過ぎてします。この4月からの1年間が、実質的な見直しや検討の話ができるのではないかと思います。その次には、第4次に向けての内容が入ってくると思います。この委員会は年3回ですが、そのようなイメージでよろしいですか。

【事務局】 次の計画は27年、28年、29年の3年間の計画ですので、27年度だけではなく、その3年間このサイクルでチェックして頂くということです。確かに、次の計画のアンケートが翌々年には始まり、その後このような場が設けられるのですが、あくまで次の計画は3年間のプランです。

【黒川委員】 ということは、最後の付表に担当課がありますが、ここに確認を申し上げていけば、検討がどれだけ進んでいるのか、あるいはしていないのか、または別の理由でできないのかがわかるということですね。

【事務局】 はい。それを私どもが取りまとめて、この場で報告させていただき、みなさんに確認して頂くということです。

【黒川委員】 大いに期待しておりますのでよろしくお願いします。

【木全会長】 検討ですので、地域自立支援協議会も含めて、材料を集めてどうしていくかを検討していこうということです。「協力」については、愛知県や他機関だけでは進められないということで、このような表現になっていますので、よろしく願います。

【田中委員】 39 ページの基本的方向のところの「個々の障がいのある子どもに合った教育を、障がいのない子どもと受けることができるよう」という意味がよくわかりません。これは通常学級の中で障がいのない子どもとも一緒に授業を受けることができるという意味ですか。

【事務局】 通常学級において、障がいのある子が同じ地域の学校の通常学級で教育を受けることも、地域の小学校の特別支援学級に通いながら、同じ学校の子どもたちと学校生活を送っていくということも含まれます。広い意味では統合教育という言葉なのかもしれません。

【田中委員】 そういう方向で今まで進んできましたよね。

【木全会長】 今はインクルーシブという言葉が大事で、それは「排除しない」ということです。子どもの権利条約も今回の障がい者の権利条約でも、排除しないということですが、教育の部分では「排除しない、かつ発達を保障する」という2つを、どのようにしたら行えるのかが課題です。ただ同じクラスと一緒にいるけれども排除されていたり、相手にされていなかったり、学習が遅れていたたり、丁寧な教育が受けられないということは、ただ一緒にいるだけでおかしいのです。かといって、あえて分離するのもおかしい。では、どうするべきなのかが課題になっているということ、簡単に表記したものだと思います。何が何でも一緒にするというものではありませんが、誤解が生じやすいかもしれません。重い肢体障がいのある方などが多くあると大変困りますし、行動障がいの傾向が強い方を無理に40人学級の中に入れるという意味ではありません。どのように書き換えたら、誤解が生まれなくてしょうか。

【田中委員】 ありがとうございます。難しいですね。

2つ目は、43 ページの「職場の人たちが障がいのことを理解すること」とありますが、これは難しいと思います。同じ職場の方も生活のために仕事をされているわけで、一方的に「理解すること」と表現するのは、いかがでしょうか。

【木全会長】 そのようなアンケート項目をつくり、この表現でアンケートを取ってしまった以上、書き直すことはできません。

【田中委員】 今後の課題として、働いている一般の方々の気持ちも汲んだ言葉づかいも考えていただければありがたいと思います。職場に障がいのある方が来られたときに、不安になってしまう場合もあり、印象がよくないと感じました。次回に機会があれば、職場の方の気持ちも汲んだ言葉を選んでいただきたいと思います。

57 ページの成果目標で、平成 25 年度の実績値が 0 %とありますが、これはどういうことですか。

【事務局】 これでは分かり難いので、説明の注釈を入れたいと思います。今回の成果目標は新たに設けたもので、平成 27 年度からの新規採用職員において採用直後に障がいを理解する研修を開催するというので、分子がないので 0 %と表現しています。注釈を入れ、ハイフンにするなど修正をします。

【木全会長】 これは今までやられていないもので、現職にも存在しないということですね。

【事務局】 新規事業ですので、その意味でハイフンにします。

【石黒委員】 今年度、私としては、計画相談について春日井市で充実していくとよいと考え、重点的に検討し発言させていただきましたが、今回、策定された計画の中に相談支援専門員の増員が、成果目標として書かれたことに大変うれしく思っています。充実していただければありがたいと思います。今までの議論の中で、計画相談の事業所が相談業務で結構忙しかったというご発言があったかと思えます。他の市町村の相談員の様子を見てみると、計画を重点に行っています。なぜかみ合わないのかということで、今回、勉強してきました。状況が違っていれば、またご指摘ください。資料の裏側の中央に、相談支援事業所〇〇〇と書いてあり、その業務に一般的な相談支援、サービス等利用計画の作成（計画相談）、地域移行・定着のための支援（地域相談）という形になっています。その横の平成24年4月から当たるものとして、障がい者相談支援事業、特定相談支援事業者の指定、一般相談支援事業者の指定という形になっています。相談業務としては、真ん中の一番上の一般で相談支援事業を指して今までのことが行われていたのではないかと解釈し、平成24年4月からは右側にある特定相談支援事業者または一般相談支援事業者が行うこととなってきたと理解しました。それに対して、2段目の計画をたてる方については、市町村の指定になり、特定相談支援事業者を指定して行うということがメインの形になっていると解釈しました。いかがでしょうか。

今回、人数を増やしていただいた方は特定支援相談事業者の相談支援専門員に当たるのでしょうか。

地図をみると、相談系（計画相談等）というところに※の事業所が6か所指定されていますが、これらは一般相談支援を行うところなのか、特定相談支援を行う事業者なのか。あるいはその両方を兼ね備えているところなのでしょうか。

【木全会長】 市の委託のところが指定特定のところの区別、一般的な相談と基本相談という区別を含めて、少し整理しないと分かり難いということです。春日井市として委託の相談のところと利用計画を作るところを、どのように分けているのか、事務局よりご説明ください。

【事務局】 石黒委員の資料のイメージ図の、平成24年4月から、右側の一番上の四角の市町村における障がい者相談支援事業というものは、この計画ですと35ページの地域生活支援事業の1つ目の、障がい者相談支援事業というものになります。平成25年度は5事業所で12人の相談員がおり、相談件数も7,803件となっています。この資料では一般相談という位置づけになるのでしょうか。

【石黒委員】 私はそのように解釈しています。

【事務局】 成果目標との関係ですが、成果目標は33ページの4つ目に相談支援専門員の数を現在の9名を平成29年度までに18名にするということは、石黒委員の資料だと特定相談支援事業になります。これは市が委託しているものではなく、障がい福祉サービス事業所として県の指定を受け、相談員の方がサービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画を相談支援専門員が作成するものです。

市内事業所マップの左のほうに、障がい者生活支援センターというものがありますが、これは市町村事業で5か所と申しましたが、基幹相談支援センターを合わせて5か所ということです。基幹相談支援センターは春日井市においては、社会福祉協議会の中に置かれています。

成果目標にある相談支援専門員、石黒委員の資料の特定相談支援事業者、事業所については、一番下の※相談系（計画相談等）6か所でお示ししています。

【石黒委員】 そうすると特定の相談員はどうなるのですか。

【事務局】 特定のところの※の相談支援専門員を9名から18名にすることを旨とするということです。

【石黒委員】 20ページの評価に「計画相談支援は、利用実績が見込み量を著しく下回っており」という記載があり、この状況については相談事業に支障ができていないと考えるのでしょうか、考えないのでしょうか。見解をお聞かせください。

法令を出させて頂きましたが、特定相談支援事業者の相談員を指定した場合は、できるだけ専従という形になっており、ただし、支障がない場合には他業務もやってよいということになっています。相談支援専門員は、まず専従して頂いたほうがよいのではないのでしょうか。ただし、指定が途中から市に変わっていますので、今までの一般相談の方が計画相談の専従になられたということもあり得ますので、県も仕方がないということだと思います。実態として、それは改善される余地があるのではないかと思います。特定相談支援専門員が業務を十分に行えないような状況が起こっているのかどうか、市の考えをお聞かせください。

【事務局】 6つの事業所で相談支援専門員として従事されている方に対して、個別にヒアリングを行っていませんので、実際に相談支援専門員として従事している荒井委員にご発言いただけますか。

【荒井委員】 相談支援専門員をやっておりますが、管理者も兼ねていますので、両方の仕事をやっております。相談支援専門員は専任でなければいけないということになっているのは、高齢者の場合と同じです。仕事の割合的なことでは管理者との兼務があるので、兼任の仕事は0.2で、0.8は専任で行うと言われております。実際に常勤換算しており、それほど専任の仕事を怠っているわけではありませんが、実際は件数的にあがりません。もう1人、専任で行っている相談員がいますが、なかなか人数を増やすというわけにはいきません。

【石黒委員】 ありがとうございます。やはり難しい面があると思いますので、できるだけ人数を増やす方向で、少しでも前倒しして頂ければよいと思います。

修正・確認事項2については特定相談支援事業所の相談支援専門員の数だということを理解しました。

3番目の項目、20ページの「その差をセルフプランで対応しています。」とありますが、できればセルフプランの一覧を表で設けていただけますか。それに対する取り組みを相談員のほうに移行するという考えがあればよいと思います。

【木全会長】 愛知県に出している資料もあり、載せる数値もあるので、あえて調べなくてもすぐに載せることができるかと思います。

【石黒委員】 みなさんのご承諾が得られれば、載せていただきたいと思います。

【木全会長】 載せたほうが、今後どのように減らしていくかも含めて、分り易いと思います。セルフプランでやりたくて、やれる人は残しておかなければいけませんし、やむを得ないものはどれくらいあり、どう関わるのかわかったほうがよいということで、数値を出して頂くということでもよろしいですね。

【石黒委員】 その関係で、4の用語説明に「モニタリング」を入れて頂きたいということです。ご検討ください。

質問事項①、②については質疑の中で消化されたかと思っておりますので、最後に、質問事項③です。82ページIVで、施設入所者の削減やグループホームへの移行が計画されていますが、記憶では一宮市では65歳以上の障がい者が介護保険に移行され、介護や支援のサービス料が減り、死活問題となり裁判になった例がありました。年齢で入所施設から出されるとか、あるいは介護サービスの対象に伴い、介護サービ

量が不足するという事は、今後予想されませんか。または、今までにありませんでしたか。見解や対策をお聞きしたいと思います。

【木全会長】 ③の65歳問題を春日井市としてどう考えるのか、事務局からお願いします。

【事務局】 私どもが支給決定をする際に、原則では65歳になれば介護保険が優先なので介護保険が利用可能なものについては利用して頂きます。国が示すように障がいのある方の特性や事業所の受け入れ状況に応じて、個別に支給決定をするということになっています。春日井市においては、十分に障がいのある方の意向、事業所の状況を踏まえて、できるだけ利用が途切れない形で支給決定を心掛けています。

【木全会長】 国の通知通り丁寧にやれば、大きな問題にはならないはずですが、介護保険優先の法律なので、その部分での負担増は国の問題ということですが。

一宮市の場合は裁判になりませんでした。65歳を超えてから重度訪問介護が必要な状態になったときに、包括なので本来丸ごと出さなければいけないのですが、名古屋市ではそのうちの生活介護部分は介護保険と重なっているのでも1割負担だとしています。一宮市では、丸ごと障がい者のサービスなので、65歳を超えた後に重度訪問介護の状態になったのなら、今まで通りの障がい者のやり方で認めるということですが、当たり前のことでした。これがとても難しいのは、65歳以降、脳血管障がいを含めて重度訪問介護状態になるという方がおられ、そのときに重度訪問介護で障がい者の扱いが本当にできるのか、ということですが。全国で何十万の人がその方がよいとなるので、一宮市はすごいことをしたのだと思います。だから裁判にはなりませんでした。

また、車いすの貸与に関して本人問題も出てきます。本来は65歳を超えても車いすは本人に合った本人のものを作ることができますが、介護保険だと貸与車いすを使わなければいけません。そのような問題も含めて、春日井市だけの問題ではありませんので一緒に考えなければいけません。

モニタリングについて質問します。モニタリングの中で、通常の3か月が終わった後、毎月になる場合と半年に1回になる場合の割合はどのようになっていますか。

【綱川委員】 活動指標で国が示した算出頻度は、向こう3年の活動指標を設定する際には在宅の障がいのある方においては、現在サービスを利用されている方の1割程度は毎月モニタリングが必要です。残りの9割については6か月に1回必要だということですが。施設入所者については年1回という頻度で算出しています。

【木全会長】 実際に春日井市では、毎月と6か月の方がどれくらいの割合ですか。1割もないかもしれません。

【事務局】 今、資料を持ち合わせていません。

【綱川委員】 私は地域アドバイザーですが、相談支援専門員として計画相談を担当させていただいていますので、お答えします。

毎月モニタリングしている人と半年ごとにモニタリングしている方の割合ですが、基本的には私の担当の方だと、在宅の方に関しては半年ごとの方が多という印象を受けます。毎月受けている方は、いろいろな問題が多重に絡んでいます。

【木全会長】 1割もいませんね。

出していただいた質問はここまでですが、残り時間でご質問、ご意見を頂きたいと思えます。

【河野委員】 用語集のところも含めて完成版の計画書になるということですか。用語集に、避難行動要支援者という項目があります。はじめて知る言葉でしたので、調べてみ

ましたが、「障がいがある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味」という説明は違うように思えます。

【事務局】 間違っていますので、修正いたします。

【河野委員】 計画案の29ページ、パブリックコメントの項目で、精神障がいのある方からのご意見として、取り組みとして「保健所と連携して対応します」ということですが、地域生活支援拠点というのは全ての障がい者に対して必要だと思います。私の狭い感覚では、保健所という言葉が出ると、知的障がいや身体障がいが含まれないように感じてしまいます。ここには福祉計画の全体像が出てくるものですので、保健所という言葉を出すのなら、知的障がいや身体障がいにも配慮のある何かを入れて頂き、障がい者全体に関わる地域生活支援拠点の整備となるようにして頂きたいと思います。どのような言葉が適切なかわかりませんが、お願いしたいと思います。地域生活支援拠点は新しい言葉であり、期待されていることですので、充実したものになるために、保健所も含めていろいろなところが関わり整備していくということになるとよいと思います。

また、33ページの成果目標の5で、「サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援を利用した人の割合」とありますが、サービス等利用計画を作成することと計画相談支援を利用することの違いがよくわかりません。サービス等利用計画を作成すれば、当然いろいろなことにつながっていき、その中で計画相談支援を受けるということではないですか。

【事務局】 サービス等利用計画はセルフプランも含まれますので、分母がセルフプランの方と計画相談支援を利用しサービス等利用計画を立てた方の合計になります。分子が計画相談支援を利用した人になります。

【河野委員】 これはパブリックなもので、大事なことだと思いますが、見てすぐわかるような表現にして頂きたいと思います。

【事務局】 欄外に注釈を入れさせていただきます。

【河野委員】 両方が同じような言葉で分り難く感じます。

また、「検討」という言葉が多いのですが、3年間検討するだけでは困ります。「次のところでその都度確認していきます」ということですが、どのように検討がなされたのかがしっかりとわかるように、次回からは表記していただきたいと思います。「後見センター」という言葉がどこかに出てほしいと思います。後見人の必要申し立て制度がありますが、今後は後見制度が大事になってきますので、後見センターというものを市は考えておられるかと思います。

【事務局】 成年後見については54ページにあります。後見センターという表記ではなく、成年後見制度の利用促進についての取り組みとして、市民後見人の養成研修を開催すること、また成年後見制度の利用支援事業の利用を促進することを挙げています。ここにセンターに関する記述を入れるということですか。

【河野委員】 市民後見人がいるのであれば、後見センターは当然必要だと思います。ボランティア的な後見人と、司法書士や弁護士などとは違いますので、よりどころとなるセンターがあれば、より後見というものが浸透するかと思います。

【木全会長】 大事な議論だと思います。他の圏域では以前からつくっていますが、この圏域では後見センターの動きはどこまで進んでいますか。

【事務局】 今、高齢者の計画も併せて検討していますので、高齢者と障がい者を合わせた後見センターになると思います。調整した結果でこちらに挙げさせていただきます。どのような文言がよいのか検討いたします。

【木全会長】 障がい者だけの圏域で、他市町村は考えずに、春日井市として高齢者と一緒にセンターをつくるということですか。

【事務局】 はい、そういう方向性で考えています。

【木全会長】 調整して、どのように載るのか確認をお願いします。

【河野委員】 言葉を入れていただけると確実だと思います。

【事務局】 大事なことですので、一度検討させていただきます。

【木全会長】 他にございませんか。

【鈴木委員】 51 ページの防火・防災対策の充実のところに、要配慮者のための避難所の指定というのがあり、「福祉避難所を拡充する」と書いてあります。それはどこに設ける予定ですか。

【木全会長】 今どこの法人と福祉避難所の契約を結んでいるのか、何か所あるのかというご質問です。今後、何か所にする予定ですか。

【事務局】 ここに記載している福祉避難所は、例えば総合福祉センターのような市の施設のことです。

【木全会長】 一次避難所は地域の小学校などで、医療的ケアが難しい人が、法人と提携して福祉避難所へという扱いになったのだと思っていました。すると入所施設をもっている法人や医療的ケアができる医療機関等でないと困る人に対しての避難所という意味ではありませんね。

【事務局】 この計画の福祉避難所については、用語解説で具体的にどこが福祉避難所にあたるのか、再考させていただきます。

【木全会長】 春日井市の防災計画を読みながら、例えば重い自閉症の方が一次避難所の体育館では難しいとなった場合、だれが契約している施設で安心できる形で避難できると告げるのでしょうか。

例えば、昼間に通所の作業所に通っていて災害に遭われたときには、あらためて市の福祉避難所に移るよりも、そこで泊まったほうがよいのです。

ここに書いてある福祉避難所は、公的施設だけなので、全市で様々な障がいのある人をどのように受け止めていくかということにはなりません。社会福祉法人等の入所のところも含めて、よく話し合うことが必要だと思います。

【鈴木委員】 もう1つは、47 ページの①福祉のまちづくりの推進の施策ウに、かすがいシティバスの充実がありますが、その取り組みとして利用者・付添人の運賃を減免すると書いてあります。そこにダイヤの改善を入れていただきたいと思います。私も今日、かすがいシティバスの東環状線に乗ってきましたが、帰りは都合のよい便がありません。東環状線の場合は1時間ごとにダイヤが組まれています。時々1時間半空くこともあります。西環状線だと90分に1本しかなく、北部線や南部線は2、3時間に1本で、便利なのかと疑いたくなります。

【事務局】 かすがいシティバスについては、利用者の方から数多くのダイヤ改正等のご意見をいただいています。担当の交通対策課にも会議の際の意見として届けます。今年、ダイヤ改正をすでに実施しておりまして、現状は5年に1回の見直しということになっています。名鉄バスに運航委託して実施していますが、今後も5年に1回のダイヤ改正の際に利便性をどのように確保していくのかということだと思います。

【木全会長】 他にはご意見はありませんか。

【田代委員】 もう一度確認させて顶きたいのですが、地域生活支援拠点の整備について、市で検討していくということですが、大ざっぱではいけませんか。この表記のように「保健所等」と名前がでると、保健所が困ることになりませんか。また、国のイ

メージ図はそのようなものではなかったかと思えます。保健所と何かやるというような事業ではなく、いろいろな障がいをお持ちの方が必要とするいろいろな体制を、緊急時も含めて、市や圏域で整備していくというイメージだったかと思えます。「等」と付けても「保健所」という名前を出すのはいかがでしょうか。

たまたま意見公募の質問の中で、精神のどこに組み込もうかということで、答として保健所等と明記されたと想像できますが、果たして意見された方の意図がここに値するのか疑問です。意見の中でアウトリーチ体制、他職種チームの24時間365日対応などの意図と29ページの意図が合っているのでしょうか。

もう1点は47ページ、グループホームの整備の推進の意見公募の中で、URというものが出て、「集合住宅の空き部屋の活用について検討します」と表記されていますが、例えば進行管理をしていくときに、整備となるといろいろな課が関わってくるかと思えます。担当が障がい福祉課だけでよろしいですか。

最後は、事業所マップについてですが、基幹相談支援センター等の日中活動系がわかりにくいと感じます。見方によっては、どこが基幹相談支援センターか日中活動系かわかりませんので、マーク等で区別していただけたらよいと思えます。

**【事務局】** 地域生活支援拠点については、保健所等との連携をとということについて、パブリックコメントの中で、精神障がいの方の緊急医療についてご意見がありました。その中で保健所との連携は欠くことができないということもありますし、国が示している地域生活支援拠点については、昼間の居場所、住まいとしてのグループホーム、24時間対応できる相談支援体制というものをワン・ストップで行い、それが地域の拠点になっていくということです。地域の在宅医療との連携もあります。総じて、保健所だけの表記だと精神障がい者や難病患者に限られ、他の障がいの方はどうなるのだとなりがちです。連携する機関には、コロニーや発達障がい者支援センター、ハローワークなども入ってくると思えます。「保健所等」とするか、全て取るのがよいのか、委員のみなさんのご意見を頂いたほうがよいかと思えます。

マークについては、冊子になる際にカラー印刷になりますので、工夫したいと思えます。

47ページのグループホームの整備の推進については、関係する障がい福祉課やニュータウンの再生の関係もありますので、企画政策課等と進行管理をしていくことになるかと思えます。

**【木全会長】** 他にございませんか。

**【綱川委員】** 2点あります。地域生活支援拠点とグループホームの整備の推進についてですが、29ページの地域生活支援拠点の整備の検討の取り組みの文言については「他機関と連携し」という表現がふさわしいかと思えます。前回までは尾張北部障害保健福祉圏域内で検討していくということでしたが、市で検討していくというように、市の地域における役割が大きく変わったのだと思いました。ただ私の立場では、他の市町の障がい福祉計画の会議にも参加させていただきましたが、他の市町では地域生活支援拠点は市町を超えて面的に整備を検討するとしているところがあり、その面的整備の中にはおそらく春日井市や春日井市の法人に対する期待も入っているかと思えます。そのようなことも踏まえて、圏域にも春日井市の考え方をすり合わせていく必要があるかと思えます。

もう1つが47ページの「グループホームの整備の推進」についてですが、集合住宅の空き部屋の活用の検討でURのことを指して集合住宅としていると思えますが、今、企画政策課と中部大学が連携して、ニュータウンの再生事業として、空き住宅

の調査とそれをどのように活用するか話し合いが進んでいます。「集合住宅等」と表現して、URだけでなく広く意味を持たせてはどうでしょうか。ニュータウンの再生事業も合わせて検討していくのであれば、「集合住宅の空き部屋等」という言葉で広く意味を持たせたほうがよいかと思いました。

【事務局】 この会議でも戸建てのグループホームの建築基準法や消防法を緩和して、グループホームを設立しやすくしてほしいというご意見も数多くいただきました。春日井市においては戸建ての住宅については建築基準法や消防法の今の基準を順守していただくという方針ですので、今回はURなどの集合住宅ですでに独立している住居において、グループホームの指定を受け、障がいのある人が1つの部屋に1人入居してグループホームとして利用する形態になるかと思います。現在、戸建ての住宅まで広げていくことは考えておらず、集合住宅の空き部屋ということです。

【玉井委員】 分り易さという点で見ると、工夫ができればよいと考えました。市内事業所のマップに関しても、なぜ付けるのかを考えて、偏りがあるということであれば、それがわかるような形で整理した方がよいと思います。意図を持ってつけたほうがよいということです。

次に34、35ページの活動指標と見込み量では単位が違うのですね。障がい福祉サービスの活動指標は月単位ですし、地域生活支援事業の見込み量は年単位です。そのようなことがはっきりと出されているとわかりやすいと思います。下部に小さく書いてありますが、年単位で考えているもの、月単位で考えているものの区別がわかりやすく示されているとよいと思います。

3点目ですが、33ページに、相談支援の体系とまでは言いませんが、実際にどうなっているのかを書かないと、計画相談、特定相談となっても何のことなのか理解していただけないと思います。どのような相談体系になっているのか、用語集を工夫していただけるとより見易いものになると思います。

【事務局】 月単位や年単位は見易いように表示させていただきます。これそのものは国からの指示に基づいた表になっていますので、よろしくお願ひします。

市内事業所マップについても、できるだけ色分けして、分り易くしたほうがよいと思いますので、事務局で検討させていただきます。

相談支援については、確かに分り難いと思います。ご意見のとおり、図にするのか文言にするのか、分り易い表記にしたいと思います。

【木全会長】 特に春日井市の相談支援体系のようなものがあると分り易いと思います。

時間が超過して申し訳ありません。事務局との文言調整は、申し訳ありませんが一任させていただき、進めさせていただきます。これで区切りをつけ提出しますが、これでおしまいではありません。毎年見直しながら3年後には新しいものを作り上げるということです。

どうもありがとうございました。

【事務局】 長時間にわたり、貴重なご意見をいただきありがとうございました。  
これで第4回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

<閉会>

平成 27 年 3 月 3 / 日

会 長 木 全 和 巳

署名人 神 田 進

